

# 衆議院議員総選挙 投票日は10月31日(日)

投票時間は午前7時～午後8時

※ 川内・大畑・脇野沢地区は午前7時～午後7時

衆議院小選挙区選出議員  
衆議院比例代表選出議員  
最高裁判所裁判官国民審査

第49回衆議院議員総選挙が10月19日(火)に公示され、10月31日(日)に実施されます。同時に、最高裁判所裁判官国民審査の投票も行われます。これからの国政を託す人を選ぶ大切な選挙です。棄権しないで、投票しましょう！

## 投票できる人

〈年齢要件〉

平成15年11月1日以前に生まれた人

〈住所要件〉

令和3年7月18日までにむつ市で住民票が作成された人（転入の届出をした人）で、引き続き3か月以上むつ市に居住している人

〈市内で転居した人〉

令和3年10月9日以降に市内で転居した人は、投票所入場券に記載されている転居前の投票所で投票することになります。

〈他の市町村から転入した人〉

令和3年7月19日以降に他の市町村からむつ市に転入届をした人は、むつ市に3か月以上居住していないため投票できません。転入前の市町村で選挙人名簿に登録されている場合は、そちらの市町村で投票できますので、ご確認ください。

この場合の投票は、次のいずれかの方法で行うことができます。

- ①前の住所地の期日前投票所で期日前投票をする。
- ②投票日に前の住所地の投票所で投票をする。
- ③前の住所地の選挙管理委員会に不在者投票の請求を行い、むつ市の選挙管理委員会で不在者投票をする。

〈他の市町村へ転出した人〉

むつ市の選挙人名簿に登録された方で、令和3年7月19日以降に他の市町村に転出した人は、むつ市での投票となります。

## 投票できない人

- 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者（刑の執行猶予中の者は除かれる）
- 法律で定められた選挙に関する犯罪により禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者、並びに選挙権及び被選挙権が停止されている者

## 投票の方法

- 投票用紙の記入方法と色
  - ・小選挙区選出議員選挙は、候補者氏名を一人だけ記入してください。「あさぎ色（水色）に黒刷り」の投票用紙です。
  - ・比例代表選出議員選挙は、政党の名称を一つだけ記入してください（候補者の氏名を記入すると無効になります）。「ピンク色に黒刷り」の投票用紙です。
  - ・最高裁判所裁判官国民審査は、罷免を可とする裁判官に対して、×印を記入します。「うぐいす色に黒刷り」の投票用紙です。
- 代理投票  
手や腕が不自由で文字の書けない方、読み書きが不自由な方は、係員に申し出てください。秘密厳守の上、あなたに代わって記載し投票します。
- 投票の順序  
先に小選挙区選出議員選挙を、次に比例代表選出議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票をしていただきます。

## 投票所入場券

- ・入場券は、世帯単位で発送します。入場券には2名まで名前が記載されており、ハガキを開き切り取ると、それぞれの入場券になります。当日の投票及び期日前投票の際には、本人分を切り離して持参してください。
- ・入場券をなくしたり忘れても投票できますので、その場合は、係員に申し出てください。

## 期日前投票

投票日に所用のため投票へ行けない見込みの人は、期日前投票を行うことができます。（むつ市の選挙人名簿に登録されている方は、次のいずれの場所でも投票できます。）

- 市役所各庁舎
  - 〈期間〉10月20日（水）～10月30日（土）
  - 〈時間〉午前8時30分～午後8時
  - 〈場所〉本庁舎選挙管理委員会会議室、川内庁舎談話室、大畑庁舎多世代交流スペース、脇野沢地域交流センター会議室

## ○マエダ本店

〈期間〉10月23日（土）～10月30日（土）

〈時間〉午前10時～午後7時

〈場所〉1階休憩コーナー

投票所入場券には『期日前投票宣誓書兼請求書』があわせて印刷されていますので、あらかじめ必要事項を記入して期日前投票所に持参していただければ、受付手続きが簡単に済みます。混雑の緩和にご協力ください。

今回、市内の高校生等を対象として、学校におでかけ期日前投票所を開設します。  
※ 新型コロナウイルス感染症対策等のため、対象は生徒及び教職員に限らせていただきます。

### ○開設場所、期日・時間

田名部高等学校 10月25日（月）午後3時30分～午後6時30分

むつ工業高等学校 10月26日（火）午後3時30分～午後5時

大湊高等学校 10月28日（木）午後3時30分～午後5時

## 不在者投票

### 〈入院中や遠隔地に滞在している場合〉

病院や老人ホーム等の指定された施設に入院・入所している人は、その施設で投票できません。詳しくは各施設にお問い合わせください。

また、出稼ぎや出張等でむつ市外に長期に滞在する場合は、滞在する市町村の選挙管理委員会ですべて不在者投票ができます。不在者投票を希望する人は、むつ市選挙管理委員会または各庁舎管理課で請求手続きをしてください。

請求手続きは10月19日（公示日）前でも可能ですので、お早めの手続きをお願いします。なお、郵送や代理人による請求も可能となっています。

※ 請求に必要な書類は、市ホームページからダウンロードできます。

### 〈郵便による不在者投票（在宅投票）〉

郵便投票証明書をお持ちの方の不在者投票用紙等の請求は、投票日の4日前（10月27日）までとなっています。

本人が署名した郵便等投票請求書に郵便投票証明書を添えて、むつ市選挙管理委員会に請求してください。

## 選挙公報

候補者の経歴や政見等を掲載した『選挙公報』は、10月27日頃から各世帯へ直接配布する予定です。

何らかの事情で届かなかった方は、市役所本庁舎、川内・大畑・脇野沢庁舎、その他

の市の公共施設に備えてありますので、ご利用ください。

## 開 票

〈時間〉10月31日（日）午後9時～

〈場所〉むつ市役所本庁舎開放エリア

参観人の受付・開場：午後8時30分～

## 新型コロナウイルス感染症対策について

○選挙は各種感染防止対策を講じた上で実施しますが、有権者の皆様におかれましても感染防止対策にご協力をお願いします。

- ・投票所内でのマスクの着用にご協力ください。
- ・投票所入口での手指消毒にご協力ください。
- ・投票所では、ほかの有権者の方との距離を保つようお願いいたします。
- ・来場前後の手洗い、うがいにご協力ください。
- ・体調不良の方は係に申し出てください。
- ・投票用紙の記入に当たっては使い捨て鉛筆を準備しますが、黒色の鉛筆かシャープペンシルに限り持参して使用することも可能です。

○特例郵便等投票

- ・新型コロナウイルス感染症により「自宅療養」または「宿泊療養」をしている方は郵便による投票を行うことができます。
- ・対象は、保健所等からの外出自粛要請期間が選挙公示の翌日から投票日までの期間にかかると見込まれる方です。（濃厚接触者の方は投票所で投票ができます。感染防止対策をとったうえでお願いします。）
- ・「特例郵便投票請求書」を選挙管理委員会に提出することにより、投票用紙等が交付されます。
- ・請求ができる期間は、投票日の4日前の10月27日（必着）までとなっております。

※ 新型コロナウイルス感染症対策について詳しくは、市ホームページで確認できます。

QRコード



## 各種お問合せ先

### 【選挙について詳しくは】

むつ市選挙管理委員会 TEL 2 2 - 1 1 1 1 内線 3 3 1 2 ・ 3 3 1 3

### 【各地区の投票所等についてのお問合せは】

川内庁舎管理課 TEL 4 2 - 2 1 1 1

大畑庁舎管理課 TEL 3 4 - 2 1 1 1

脇野沢庁舎管理課 TEL 4 4 - 2 1 1 1